

令和7年6月10日
(証券コード 6343)

株 主 各 位

東京都千代田区神田東松下町17番地
フリーズ・マクロス株式会社
代表取締役社長 奥山一寸法師

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<http://www.freesiamacross-extruder.com/jp/>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家の皆様へ」「各種IR情報について」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。

電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも同じ内容で掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フリーズ・マクロス」または「コード」に当社証券コード「6343」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和7年6月24日（火曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和7年6月25日(水曜日) 午後4時30分
(受付開始: 午後4時10分)
2. 場 所 東京都千代田区神田東松下町17番地
フリーステイトグループ本社ビル1階
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第82期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
	第3号議案	監査等委員である取締役2名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載の事項につきましては、監査報告を作成するのに際して、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

以上

事業報告

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの浸透等による個人消費の回復やインバウンド需要の高まりなどによって、景気は持ち直しつつあります。その一方で、長引くロシア・ウクライナ情勢や、中東情勢の緊迫化など不安定な世界情勢の中、資源・エネルギー価格の高騰、それに伴う物価上昇などにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

かかる情勢の下での当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の経営成績は、売上高は6,971百万円と前年同期に比べ250百万円（3.7%）増加となりました。営業利益は1,348百万円と前年同期に比べ316百万円（30.6%）増加し、経常利益は1,984百万円と前年同期に比べ443百万円（28.8%）増加、親会社株主に帰属する当期純利益は906百万円と前年同期に比べ249百万円（37.9%）の増加となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（単位：千円）

セグメントの名称	製品内容	売上高	セグメント利益
製造供給事業	押出機、土木試験機、ATM筐体 各種容器、プリント基板等、地中掘削 用ドリル、マシン	1,936,991	108,785
住宅関連事業	ログハウス、高級スウェーデン住宅、 マンション等、住宅の防蟻、防水、断 熱、防腐等の工事及び販売用不動産	5,014,984	1,147,995
投資・流通サービス事業	投資・再生支援、パソコン周辺機器・ ファッション・アパレル等	329,126	89,273
連結消去		△309,382	2,649
差引連結売上高又は連結営業利益		6,971,719	1,348,704

① 製造供給事業

本事業においては、押出機、試験機及びプリント基板等の売上が増加したことなどにより、売上高は1,936百万円と前年同期比で343百万円増加し、セグメント利益は108百万円（前年同期セグメント損失180百万円）となりました。

② 住宅関連事業

本事業においては、防蟻、断熱工事等の売上の減少及びログハウスの受注が減少したことなどにより、売上高は5,014百万円と前年同期に比べ72百万円の減少となりました。セグメント利益は、1,147百万円と前年同期に比べ36百万円の増加となりました。

③ 投資・流通サービス事業

本事業においては、売上高は329百万円と前年同期に比べ4百万円増加し、セグメント利益は89百万円と前年同期に比べ8百万円の減少となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

重要な該当事項はありません。

(2) 設備投資

重要な該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

重要な該当事項はありません。

(4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

重要な該当事項はありません。

(5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

重要な該当事項はありません。

(6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

重要な該当事項はありません。

1－3. 直前三事業年度及び当期の財産及び損益の状況

（単位：千円）

	第 79 期 令和 3 年度	第 80 期 令和 4 年度	第 81 期 令和 5 年度	第 82 期 令和 6 年度
売上高	7,011,128	7,034,419	6,720,902	6,971,719
経常利益	1,602,521	1,706,656	1,541,108	1,984,453
親会社株主に帰属する 当期純利益	410,387	835,076	657,540	906,700
1株当たり当期純利益	9円12銭	18円56銭	14円61銭	20円15銭
総資産	27,100,121	27,011,922	30,478,761	33,055,951
純資産	13,495,062	14,902,703	17,489,920	19,530,140

(注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は千円未満を切捨てて表示しております。

(注) 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(注) 3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を令和 3 年度の期首から適用しており、主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

1－4. 対処すべき課題

グループ全体としては、援助を要請している中小企業への経営や資金の援助に注力し、グループの力による再建を図り、併せてグループの拡大強化を行いつつあります。また、同時に、当グループの基本理念であります「配給」の一層の浸透により、財務基盤の健全化、強化へ努力を集中いたします。

1－5. 企業集団の主要なセグメント（令和 7 年 3 月 31 日現在）

セグメントの名称	主要製品・事業内容
製造供給事業	押出機、土木試験機の製造、販売 プリント基板等の製造、販売 A T M 筐体等の受注、製造、販売 紙、アルミ容器、各種食品容器類の製造、販売 地中掘削用ドリル、マシンの製造、販売
住宅関連事業	ログハウス、高級スウェーデン住宅の企画、調査、 設計、施工、監理及び家具、附帯設備の製造供給 住宅の防蟻、防水、防腐、断熱等の工事施工 マンションの建築及び販売 販売用不動産の売買、賃貸、管理 不動産の賃貸、管理
投資・流通サービス事業	投資・再生支援事業、パソコン周辺機器、ファッション・アパレル等

1－6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所及び工場（令和7年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区神田東松下町
埼玉工場	埼玉県加須市

② 子会社

名 称	所 在 地
フリージアハウス(株)本社	東京都千代田区神田東松下町
京都工場	京都市南区上鳥羽
フリージアトレーディング(株)本社	東京都千代田区外神田
光栄工業(株)本社	岩手県北上市
東北工場	岩手県北上市
(株)ケーシー 本社	北海道小樽市色内
(株)ユタカフードパック	東京都千代田区神田東松下町
(株)ピコイ本社	東京都千代田区神田東松下町
支店出張所	各都道府県内 33 市
フリージア・オート技研(株)	東京都千代田区神田東松下町
秋田電子(株)	東京都台東区上野
フリージア・アロケートコンサルティング(株)	東京都千代田区神田東松下町
石油鑿井機製作(株)	茨城県古河市
(株)セキサク	東京都千代田区神田東松下町

(2) 使用人の状況（令和7年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
354(91)名	22名減(3名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期比増減数
12(4)名	1名減(一名)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

1－7. 子会社の状況

名 称	議 決 権 比 率	主要な事業内容
フリージアハウス(株)	0% [100%]	住宅関連事業
フリージアトレーディング(株)	0% [100%]	投資・流通サービス事業
光栄工業(株)	0% [100%]	製造供給事業
(株)ピコイ	0% [86.1%]	住宅関連事業
(株)ユタカフードパック	10% [90%]	製造供給事業
(株)ケーシー	0% [100%]	住宅関連事業
フリージア・オート技研(株)	0% [100%]	製造供給事業
秋田電子(株)	0% [100%]	製造供給事業
フリージア・アロケートコンサルティング(株)	0% [100%]	住宅関連事業
石油鑿井機製作(株)	0.5% [99.5%]	製造供給事業
(株)セキサク	0.5% [99.5%]	製造供給事業

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 当社の議決権比率の[外数]は、緊密な者の所有割合であります。

3. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社11社であり、持分法適用会社は4社であります。

4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1－8. 主要な借入先及び借入額

(令和7年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社東京スター銀行	4,192,500(千円)

1－9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

1－10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

2－1. 上位10名の株主の状況

2－2. その他株式に関する重要な事項

- ② 発行可能株式総数 180,000,000株
- ③ 発行済株式の総数 45,001,795株（自己株式97,525株を除く）
- ④ 当事業年度末の株主数 7,147名
- ⑤ 上位10名の株主

(令和7年3月31日現在)

株主名	持株数	持株比率
フリージアホールディングス(株)	26,004,544	57.7%
マツヤハウジング(株)	1,185,100	2.6%
刀根 康浩	582,400	1.2%
フリージア・アロケートコンサルティング(株)	509,700	1.1%
ダイトエムイー(株)	400,000	0.8%
樋口 正道	383,300	0.8%
西本 誠治	370,000	0.8%
佐々木 ベジ	298,500	0.6%
(株)ケーシー	270,300	0.6%
秋田ハウス(株)	230,800	0.5%

(注) 1. 持株比率は自己株式(97,525株)を控除して計算しております。

2. 上記のほか、証券保管振替機構名義の株式が242,000株あります。

- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況
- 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4－1. 氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況

(令和7年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
奥山 一寸法師	代表取締役社長	フリージアトレーディング(株) 代表取締役 フリージア・オート技研(株) 代表取締役 Daito Me Holdings Co., Ltd 総経理 ソレキア(株) 監査役 (株)協和コンサルタンツ 監査役 (株)ラビース取締役
佐々木 ベジ	取締役会長	技研ホールディングス(株) 代表取締役 技研興業(株) 代表取締役 夢みつけ隊(株) 代表取締役 (株)ピコイ 代表取締役 (株)セキサク 代表取締役

		Daito Me Holdings Co.,Ltd 董事長 ソレキア(株)取締役 (株)協和コンサルタンツ 取締役 (株)ラピーヌ代表取締役
伊藤 保彦	取締役 試験機事業本部長兼工場長	
久田 利一	取締役 押出機事業本部長兼副工場長	技研ホールディングス(株)取締役
河村 穰介	取締役	フリージアハウス監査役 (株)協和コンサルタンツ 取締役
森内 寿博	取締役（監査等委員）	
多胡 英文	取締役（監査等委員）	技研ホールディングス(株)取締役 （監査等委員）
小畑 元	取締役（監査等委員）	技研ホールディングス(株)取締役 （監査等委員） 夢みつけ隊(株)取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役（監査等委員）多胡英文氏及び小畑元氏は社外取締役であります。

（注）2. 当社は、取締役（監査等委員）多胡英文氏及び小畑元氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注）3. 常勤の監査等委員（監査委員）の選定の有無及びその理由

監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4－2. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

4－3. 責任限定契約に関する事項

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約を締結した場合の損害賠償責任の限度額はあらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4－4. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

4－5. 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

4－6 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

4－7. 取締役の報酬等

（1）役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を協議し、決定しております。また、取締役会は当事業年度にかかる報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は、その決定方針と整合していることから、その決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

持続的な成長及び長期的な企業価値の向上のため、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、役位、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、株主総会で承認をされた当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、当該基本方針を踏まえ、取締役会で決定いたします。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

長期的な視野に立った安定的な経営を行うことができるよう、当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定金銭報酬のみとしております。また、各個人別の基本報酬は、公正性を保つため、各取締役が相互に評価した結果を踏まえ、取締役会で決定いたします。

③金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬のみとしております。

（２）当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	３名	18,840 千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	一名 （一名）	－千円 （－千円）
合 計 （うち社外役員）	３名 （一名）	18,840 千円 （－千円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

（注）２．報酬等の額は、基本報酬のみであり、業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。

（注）３．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会において5,500万円以内と決議いただいております。

（注）４．取締役（監査等委員である取締役）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第72回定時株主総会において1,500万円以内と決議いただいております。

（注）５．監査等委員でない各取締役の報酬額については、取締役会により決定された役員の報酬にかかる基本方針に則り、各取締役の役位、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、その決定権限を有する取締役会で決定しております。また、監査等委員である各取締役の報酬額は、その決定権限を有する監査等委員会の協議により決定します。

（注）６．上記のほか、兼務する関係会社にて、監査等委員である取締役３名に対して総額 11,067 千円が支給されております。

（３）当事業年度において支払った役員報酬慰労金

該当事項はありません。

（４）社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

４－８．その他会社役員に関する重要な事項

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができ、また、当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨の定款の規定があります。

（社外役員に関する事項）

４－９．他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません

４－１０．他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役（監査等委員）小畑元氏と多胡英文氏は、技研ホールディングス㈱の取締役（監査等委員）であります。同社は当社の持分法適用関連会社であります。

４－１１．自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

4-12. 各社外役員の主な活動状況

(社外役員の主な活動状況)

区分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	多胡 英文	当事業年度開催の取締役会 14 回及び監査等委員会 8 回のうち、取締役会 13 回及び監査等委員会 7 回に出席し、必要に応じて、過去に歴任してきた監査役等の見識・知識等に基づき、長期的見地から忌憚のない意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	小畑 元	当事業年度開催の取締役会 14 回及び監査等委員会 8 回の全てに出席し、必要に応じて、過去に歴任してきた監査役等の見識・知識等に基づき、長期的見地から忌憚のない意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。

4-13. 記載内容についての社外役員の意見

上記社外役員に関する事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見は特にありません。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

ふじみ監査法人

5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5-5. 責任限定契約に関する事項

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 63 回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。しかし、現在、当社と会計監査人では責任限定契約を締結してはおりません。

5-6. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

5-7. 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

5-8. 企業集団全体での報酬等

①	当事業年度に係わる会計監査人としての報酬等の額	40,000 千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60,000 千円

(注) 1. 当社の全ての子会社につきましてもふじみ監査法人が会計監査人となっております。

(注) 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係わる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額はございません。

(注) 4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

5-9. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

6-1. 当社および子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令および定款遵守の為の体制を含む内部統制システム構築の基本方針について決定し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (2) 取締役等および使用人（以下、「役職員」という。）を対象として、コンプライアンスに関する社内研修等を実施し、役職員への周知徹底を図る。
- (3) 取締役等は、会計監査人、顧問弁護士等と密接に連絡をとることにより、適時適切な指導及び助言を受けるものとする。
- (4) 役職員の法令・定款違反については、弁護士等と相談のうえ厳正な処罰を求めるとし、コンプライアンスについての役職員の意識を高める。

6-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び社内規定に従い、以下の文書（電磁的記録を含む、以下同じ。）を関連資料とともに保存するものとする。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 監査等委員会議事録
 - ④ その他経営上の重要会議議事録
 - ⑤ 上申書
 - ⑥ 契約書
 - ⑦ 会計帳簿、計算書類等及び連結計算書類
 - ⑧ 財務局その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
- (2) 前項各号に定める文書は、会社法及び各税法等に定めた期間保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

6-3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理体制を経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
- (2) 以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - ① 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - ② 役員・使用人の不適切な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - ③ ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - ④ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

6-4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会で決定された経営計画の達成状況を、毎月の取締役会で報告することによって現在の経営状態の把握を行い、問題点があった場合の早期認識及び改善策の早期策定を可能にする。
- (2) 取締役会は、必要に応じ、経営方針、経営戦略等の業務に関する重要事項の協議を目的として、常勤役員及び各部署の責任者で構成する営業会議を取締役会の諮問機関として設置し、経営に関する重要事項につき検討する。

6-5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしての経営理念を共有するとともに、フリージアグループ行動規範を定め、コンプライアンスの理念の統一を保ち、役職員への教育や研修を通じてグループ全体にコンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 当社子会社に対し業務の方針及び計画並びに執行状況に関する報告を課すとともに、当社子会社は重要な事項について当社取締役会の承認を事前に求めるものとする。
- (3) 当社の取締役が子会社の取締役又は監査役を兼務することにより子会社の業務を監督する。
- (4) 当社グループは、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、有事においては法的対応も辞さず、外部専門機関との連携をはかりグループ一丸となって、毅然とした態度で対応する。

6－6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 子会社の業務計画及び業務執行の状況については、定期的に当社取締役会に報告されるものとする。
- (2) 代表取締役は、必要に応じ、子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。

6－7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会が補助使用人求めた場合、補助業務をする者（以下「補助使用人」という。）を配置する。
- (2) 補助使用人は、総務部に属する社員とする。

6－8. 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
- (2) 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、指示を受けた業務を執行する。
- (3) 取締役等は補助使用人が監査等委員会の必要に応じた監査等委員会の補助業務を行えるよう配慮するものとし、その職務を執行する上で不当な制約を受けることがないよう取り計らうものとする。

6－9. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとする。

- (1) 定期的に報告する事項
 - ① 経営及び事業の遂行状況
 - ② 財務の状況
 - ③ リスク及びリスク管理の状況
 - ④ コンプライアンスの状況（事故、不正、苦情、トラブル等）
- (2) 臨時的に報告すべき事項
 - ① 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ② 取締役の職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - ③ 当局等から受けた行政処分等
 - ④ 重要な会計方針の変更及び会計基準等の制定・改廃
 - ⑤ その他上記各号に準ずる重要事項等

6－10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないこと確保するための体制

当社および当社子会社は、役職員が監査等委員会に報告をしたことを理由に報告者が不利益な取り扱いを受けない対応をする。

6-1 1. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

6-1 2. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会が代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することを妨げない。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会に対し、社外の会計監査人、顧問弁護士等と連絡をとることにより、監査等委員会が適時適切な指導及び助言を受けることができる体制を構築する。

6-1 3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築する。

6-1 4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としている。
- (2) 反社会的勢力の対応統括部署を総務部とする。反社会的勢力に対する実際の対応については、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとする。当社は、引き続き反社会的勢力排除のための体制を強化していく。

7. 体制の運用状況の概要

- ①コンプライアンスの徹底を図るため、法務部が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ②当社の子会社の事業運営状況は、適宜取締役会若しくは代表取締役へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③内部監査室は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査等委員会へ適宜報告をしております。
- ④監査等委員会は、監査等委員相互の情報交換を行うとともに、その補助使用人から報告を受け、業務について調査・監査を行いました。
- ⑤監査等委員会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査室と密な連携を図り、情報交換を行うとともに、内部監査室にはその内部監査の結果の報告に関する指示を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分については、株主の皆様への継続的な配当と、事業の基盤の安定、経営体質・財務体質の長期的な強化にむける内部留保の充実とを総合的に勘案し、バランスの取れた経営を行ってまいります。

当社の配当金は、株主総会で決定しますが、当面は年度で1回、株主総会后に支払をする予定です。なお、当期の配当金については、1株あたり60銭とさせていただきます。また、次期の配当金については、少なくとも当期配当金は維持し、少しでも上回るよう努力いたします。

(注) 1. 本事業報告書に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については単位表示未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和7年3月 31 日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,768,980	流 動 負 債	3,701,442
現金及び預金	1,110,017	支払手形及び買掛金	533,874
受取手形、売掛金及び 契約資産	1,299,512	短期借入金	1,044,104
棚卸資産	5,901,568	1 年内償還予定の社債	10,000
その他	466,257	一年内返済予定の長期 借入金	831,728
貸倒引当金	△8,375	未払金	210,851
固 定 資 産	24,286,970	未成工事受入金	12,332
有形固定資産	8,104,529	未払法人税等	327,498
建物及び構築物	3,069,318	賞与引当金	23,511
機械装置及び運搬具	1,537,147	その他	707,540
土地	7,410,014	固 定 負 債	9,824,368
その他	183,972	長期借入金	8,336,388
減価償却累計額	△3,833,826	完成工事補償引当金	26,966
減損損失累計額	△262,098	繰延税金負債	1,085,676
無形固定資産	307,584	退職給付に係る負債	21,335
借地権	304,258	負ののれん	36,543
その他	3,326	その他	317,458
投資その他の資産	15,874,857		
投資有価証券	6,383,065	負 債 合 計	13,525,810
関係会社株式	8,732,777	純 資 産 の 部	
長期貸付金	520,781	株 主 資 本	10,035,830
繰延税金資産	33,128	資本金	2,077,766
その他	236,632	資本剰余金	1,163,130
貸倒引当金	△31,529	利益剰余金	6,815,583
		自己株式	△20,650
		その他の包括利益累計額	2,455,751
		その他有価証券評価差 額金	2,463,507
		繰延ヘッジ損益	61
		為替換算調整勘定	△15,931
		退職給付に係る調整累 計額	8,114
		非 支 配 株 主 持 分	7,038,558
		純 資 産 合 計	19,530,140
資 産 合 計	33,055,951	負 債 純 資 産 合 計	33,055,951

(注) 表示単位は千円未満を切捨てております。

連結損益計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,971,719
売 上 原 価		3,304,492
売 上 総 利 益		3,667,226
販売費及び一般管理費		2,318,521
営 業 利 益		1,348,704
営 業 外 収 益		
受取利息	10,530	
受取配当金	199,840	
負ののれん償却額	9,744	
持分法による投資利益	678,215	
その他	19,464	917,794
営 業 外 費 用		
支払利息	184,714	
支払手数料	74,758	
その他	22,572	282,046
経 常 利 益		1,984,453
特 別 利 益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	156,576	156,581
特 別 損 失		
固定資産売却損	0	
棚卸資産除却損	23,379	
固定資産除却損	42	
投資不動産評価損	96	
減損損失	9	23,527
税金等調整前当期純利益		2,117,507
法人税、住民税及び事業税		552,415
法 人 税 等 調 整 額		△6,296
当 期 純 利 益		1,571,388
非支配株主に帰属する当期純利益		664,687
親会社株主に帰属する当期純利益		906,700

(注) 表示単位は千円未満を切捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和 6 年4月1日 至 令和 7 年3月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他有価証券評価差額金
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,077,766	1,163,130	5,930,995	△20, 530	9,151,361	1,967,878
当期変動額						
剰余金の配当			△22,111		△22, 111	
親会社株主に帰属する当期純利益			906,700		906, 700	
自己株式の取得				△120	△120	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						495,629
当期変動額合計	—	—	884,588	△120	884,468	495,629
当期末残高	2,077,766	1,163,130	6,815,583	△20, 650	10,035,830	2,463,507

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	61	△18, 353	14, 572	1,964,158	6,374,399	17,489,920
当期変動額						
剰余金の配当						△22, 111
親会社株主に帰属する当期純利益						906, 700
自己株式の取得						△120
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	2, 422	△6, 458	491,593	664,158	1,155,751
当期変動額合計	—	2, 422	△6, 458	491,593	664,158	2,040,220
当期末残高	61	△15, 931	8, 114	2,455,751	7,038,558	19,530,140

(注) 表示単位は千円未満を切捨てております。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,851,719	流動負債	5,711,679
現金及び預金	464,510	支払手形	186,413
受取手形	24,099	買掛金	20,693
売掛金	267,691	短期借入金	4,562,910
棚卸資産	531,462	一年内返済予定の長期借入金	539,198
前渡金	11,291	未払金	77,342
短期貸付金	6,211,100	未払法人税等	59,689
前払費用	960	未払費用	172,690
その他	347,437	前受金	63,107
貸倒引当金	△6,836	預り金	22,191
固定資産	10,664,431	賞与引当金	3,421
有形固定資産	1,678,342	その他	4,019
建物	43,519	固定負債	5,782,550
構築物	1,113	長期借入金	4,818,093
機械及び装置	42,676	退職給付引当金	9,379
車両運搬具	0	長期未払金	7,919
工具、器具及び備品	0	繰延税金負債	943,518
土地	1,591,034	その他	3,639
無形固定資産	10,625	負 債 合 計	11,494,229
その他	10,625	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	8,975,462	株主資本	4,731,846
投資有価証券	6,356,636	資本金	2,077,766
関係会社株式	2,525,834	資本剰余金	973,811
出資金	2,021	資本準備金	973,803
投資不動産	88,088	その他資本剰余金	8
その他	2,882	利益剰余金	1,700,917
		その他利益剰余金	1,700,917
		繰越利益剰余金	1,700,917
		自己株式	△20,650
		評価・換算差額等	2,290,075
		その他有価証券評価差額金	2,290,075
		純 資 産 合 計	7,021,921
資 産 合 計	18,516,150	負 債 純 資 産 合 計	18,516,150

(注) 表示単位は千円未満を切捨てております。

損益計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		584,560
売 上 原 価		250,500
売 上 総 利 益		334,060
販売費及び一般管理費		178,660
営 業 利 益		155,399
営 業 外 収 益		
受取利息	59,324	
受取配当金	226,250	
その他	6,042	291,616
営 業 外 費 用		
支払利息	151,174	
支払手数料	87,166	
その他	6,272	244,613
経 常 利 益		202,402
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	156,576	156,576
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	145,464	
投資不動産評価損	96	145,560
税引前当期純利益		213,417
法人税、住民税及び事業税		100,443
法 人 税 等 調 整 額		△3,600
当 期 純 利 益		116,574

(注) 表示単位は千円未満を切捨てております。

株主資本等変動計算書

（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

単位：千円

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,077,766	973,803	8	973,811	1,606,844	1,606,844
当期変動額						
剰余金の配当					△22,501	△22,501
当期純利益					116,574	116,574
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	94,073	94,073
当期末残高	2,077,766	973,803	8	973,811	1,700,917	1,700,917

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20,530	4,637,892	1,662,448	1,662,448	6,300,341
当期変動額					
剰余金の配当		△22,501			△22,501
当期純利益		116,574			116,574
自己株式の取得	△120	△120			△120
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			627,626	627,626	627,626
当期変動額合計	△120	93,953	627,626	627,626	721,580
当期末残高	△20,650	4,731,846	2,290,075	2,290,075	7,021,921
（注）表示単位は千円未満を切捨てております。					

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

フリージア・マクロス株式会社
取締役会 御中

ふじみ監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 浩一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 智

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリージア・マクロス株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリージア・マクロス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

フリージア・マクロス株式会社
取締役会御中

ふじみ監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 浩一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 智

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリージア・マクロス株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する

ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年6月2日

フリージア・マクロス株式会社 監査等委員会

監査等委員 森 内 寿 博

監査等委員 多 胡 英 文

監査等委員 小 畑 元

(注) 1. 監査等委員多胡英文氏及び小畑元氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開とを勘案した上、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき金0.6円 総額27,001,077円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年6月26日（木）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役奥山一寸法師氏、佐々木ベジ氏、伊藤保彦氏、久田利一氏、河村穰介氏は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	奥山 一寸法師 (昭和35年5月5日生)	平成12年3月 フリージアトレーディング(株) 代表取締役社長（現在） 平成19年6月 当社代表取締役社長（現在） 平成22年2月 フリージア・オート技研(株) 代表取締役（現在） 平成26年2月 Daito Me Holdings Co.,Ltd 総経理（現在） 平成29年9月 ソレキア(株)監査役（現在） 平成31年2月 (株)協和コンサルタンツ監査役 （現在） 令和3年2月 (株)ラピーヌ取締役（現在）	182千株
2	佐々木 ベジ (昭和30年9月26日生)	平成9年9月 フリージアグループ会長（現在） 平成20年7月 (株)ピコイ代表取締役（現在） 平成21年9月 夢みつけ隊(株) 代表取締役（現在） 平成21年9月 当社取締役会長（現在） 平成26年2月 Daito Me Holdings Co.,Ltd 董事長（現在） 平成26年11月 (株)セキサク代表取締役（現在） 平成27年6月 技研興業(株)取締役会長 平成28年5月 フリージアホールディングス(株) 代表取締役（現在） 平成29年9月 ソレキア(株)取締役（現在） 平成30年1月 技研ホールディングス(株) 代表取締役（現在） 平成31年2月 (株)協和コンサルタンツ取締役 （現在） 令和3年3月 (株)ラピーヌ代表取締役社長 （現在）	298千株

		令和4年1月	技研興業(株)代表取締役(現在)	
3	伊藤 保彦 (昭和21年11月15日生)	平成5年6月	当社取締役試験機事業本部長 (現在)	46千株
		平成10年6月	当社取締役工場長(現在)	
4	久田 利一 (昭和30年3月20日生)	平成10年6月	当社取締役副工場長(現在)	97千株
		平成11年6月	当社取締役押出機事業本部長 (現在)	
		令和4年6月	技研ホールディングス(株)取締役 (現在)	
5	河村 穰介 (昭和39年8月6日生)	平成2年4月	フリージアホーム(株) (現フリージアハウス(株))入社	18千株
		平成29年6月	フリージアハウス(株) 監査役 (現在)	
		平成31年3月	ダイトーエムイー(株)監査役 (現在)	
		令和2年6月	当社取締役(現在)	
		令和4年2月	(株)協和コンサルタンツ取締役 (現在)	

- (注) 1 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者奥山一寸法師氏は、連結子会社であるフリージアトレーディング株式会社及びフリージア・オート技研株式会社の代表取締役を兼務しており、両社と当社では金銭消費貸借契約を締結しております。
- (注) 2 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者佐々木ベジ氏は、連結子会社である株式会社ピコイの代表取締役を兼務しており、当社と株式会社ピコイとは金銭消費貸借契約及び業務委託契約を締結しております。また、同氏は連結子会社である株式会社セキサクの代表取締役も兼務しており、当社と株式会社セキサクとは金銭消費貸借契約を締結しております。
- (注) 3 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者伊藤保彦氏、久田利一氏及び河村穰介氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 4 「所有する当社株式の数」については、各候補者の令和7年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である森内寿博氏、多胡英文氏は任期满了となりました。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏は特段の意見がない旨を確認しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	森内 寿博 (昭和51年12月26日生)	平成22年6月 秋田ハウス(株)取締役(現在) 令和元年6月 当社取締役(監査等委員) (現在)	一株
2	多胡 英文 (昭和24年4月30日生) 社外取締役在籍期間 4年	平成21年9月 (株)レオマックス代表取締役 (現在) 平成28年6月 技研興業(株)取締役 平成30年1月 技研ホールディングス(株)取締役 令和元年6月 技研ホールディングス(株)取締役 (監査等委員)(現在) 令和3年6月 当社取締役(監査等委員) (現在)	一株

(注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 2 「所有する当社株式の数」については、各候補者の令和7年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

(注) 3 当社は、森内寿博氏および多胡英文氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額であります。

(注) 4 多胡英文氏は、社外取締役候補者であります。

(注) 5 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について

多胡英文氏は、企業経営者としての豊富な経験・能力を有しており、他の上場企業においても、社外取締役(監査等委員)の経験を有していることから、より効果的な取締役の職務執行の監督・助言等が頂けること、また、客観的、中立的な立場から取締役の候補者の選定等他の職務に関与して頂けることが期待できるためです。

(注) 6 当社は、現在、多胡英文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 7 社外取締役候補者である多胡英文氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。

(注) 8 社外取締役候補者である多胡英文氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役または監査役としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

以上

会社案内図

所在地

〒101 - 0042

東京都千代田区神田東松下町 17 番地 フリージアグループ本社ビル 1 階

電話番号 03 - 6635 - 1833

FAX 03 - 6635 - 1834

案内図



交通機関 都営新宿線岩本町駅 A1 出口より徒歩 4 分

JR 山手線神田駅東口出口より徒歩 5 分

東京メトロ銀座線神田駅 3 番出口より徒歩 5 分